(別紙)新旧対照表

横浜型企業誘致・産業立地促進計画

新

(1~3 略)

4 地域再生計画の目標

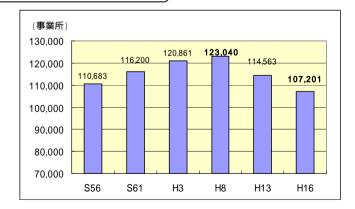
(1)地域再生計画の背景

(略)

特に、先端産業を中心とする企業・研究機関の集積にあたっては、これまで推進してきた企業誘致策、バイオ産業等の育成を目指す「ライフサイエンス都市横浜」、全国的にも有数のものづくり基盤を有する市内企業との連携等の取り組みの継続のみならず、市としてより積極的・主体的に優良企業誘致を図るため、保有土地の有効活用等、新たな取組みを推進していくことが必要と考えており、平成18年度から平成22年度までの「中期計画」の中でも、企業誘致等を強化・拡充していくこととしている。

なお、「<u>中期計画</u>」においては、全市的にも特に優先度の高い7つの重点政策のひとつとして「横浜経済元気戦略」を掲げているところであり、その政策実現に向けた中核をなす事業として、企業誘致等を推進する「横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開」を重点事業として位置づけている。

市内事業所数の推移(民営)



(1~3 略)

4 地域再生計画の目標

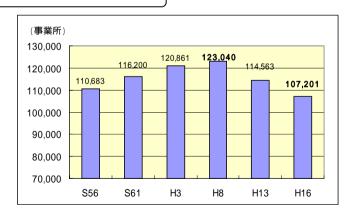
(1)地域再生計画の背景

(略)

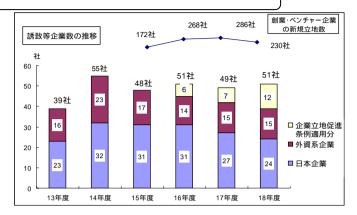
特に、先端産業を中心とする企業・研究機関の集積にあたっては、これまで推進してきた企業誘致策、バイオ産業等の育成を目指す「ライフサイエンス都市横浜」、全国的にも有数のものづくり基盤を有する市内企業との連携等の取り組みの継続のみならず、市としてより積極的・主体的に優良企業誘致を図るため、保有土地の有効活用等、新たな取組みを推進していくことが必要と考えており、平成18年度から始まる本市の「次期中期計画」の中でも、企業誘致等を強化・拡充していくこととしている。

なお、「<u>次期中期計画</u>」においては、全市的にも特に優先度の高い7つの重点政策のひとつとして「横浜経済元気戦略」を掲げているところであり、その政策実現に向けた中核をなす事業として、企業誘致等を推進する「横浜型企業誘致・産業立地戦略の展開」を重点事業として位置づけている。

市内事業所数の推移(民営)



誘致等企業数の推移と創業・ベンチャー企業の新規立地数の推移



(

略)

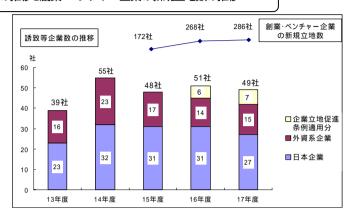
(2)これまでの取り組み

ア)企業立地促進条例等による企業誘致の推進

横浜市では、既存企業の活性化にあわせて今後の横浜経済の発展をリードするような、競争力を有する企業等の誘致や創業の支援、ベンチャー企業の育成に戦略的に取り組むことが重要と考えており、平成16年度に、国内最大級の企業立地支援施策である「企業立地促進条例」を制定し、業務系及び工業系の重点エリアを定め、一定規模以上の波及効果等の大きな投資を対象とする企業誘致に取り組むとともに、市外企業の誘致促進のための支援制度や、既存中小工場の新増設等に対するきめこまかな支援制度を定めて投資の誘導を図るなど、横浜型の企業誘致策を展開している。

特に、企業立地促進条例については、制定当初は、都心部のみなとみらい21地区(業務系)と京浜臨海部(工業系)の2地区を対象地区としてスタートした制度であるが、企業誘致の重要性に鑑み、平成17年12月に業務系3地区、工業・研究所系4地区を追加し、企業誘致の促進に取り組んでいるところであり、平成19年3月現在までに25件の条例支援を認定し、本市の予定支援で約139億円、認定事業の総投下資本額で約1962億円の投資を誘導している。

誘致等企業数の推移と創業・ベンチャー企業の新規立地数の推移



H18 年度の企業立地促進条例の 認定は9月末現在6件

(略)

(2) これまでの取り組み

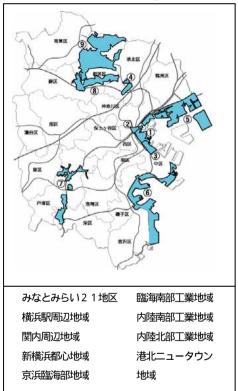
ア)企業立地促進条例等による企業誘致の推進

横浜市では、既存企業の活性化にあわせて今後の横浜経済の発展をリードするような、 競争力を有する企業等の誘致や創業の支援、ベンチャー企業の育成に戦略的に取り組む ことが重要と考えており、平成16年度に、国内最大級の企業立地支援施策である「企業 立地促進条例」を制定し、業務系及び工業系の重点エリアを定め、一定規模以上の波及効 果等の大きな投資を対象とする企業誘致に取り組むとともに、市外企業の誘致促進のため の支援制度や、既存中小工場の新増設等に対するきめこまかな支援制度を定めて投資の誘 導を図るなど、横浜型の企業誘致策を展開している。

特に、企業立地促進条例については、制定当初は、都心部のみなとみらい2 1地区(業務系)と京浜臨海部(工業系)の2地区を対象地区としてスタートした制度ですが、企業誘致の重要性に鑑み、平成17年12月に業務系3地区、工業・研究所系4地区を追加し、企業誘致の促進に取り組んでいるところであり、平成18年9月現在までに19件の条例支援を認定し、本市の予定支援で約90億円、認定事業の総投下資本額で約1150億円の投資を誘導している。

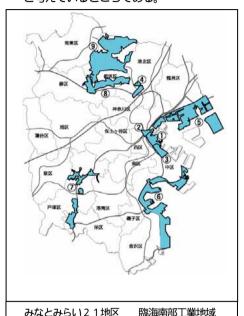
これらの認定事業は、現時点では京浜臨海部や本市の臨海南部(金沢)工業地域が中心であり、今後は新たに地区指定した内陸工業地における展開が重要と考えている。

特に、本市北部の鶴見川沿いに、まとまりのある工業集積地として、その操業環境の維維持保全が求められる地域であるが、一部工場の撤退等に伴う土地利用転換も見られる地域であり、本市としては、工業系土地利用の保全に向けて、今後取り組みを強化すべき地域と考えているところである。



これらの認定事業は、現時点では京浜臨海部や本市の臨海南部(金沢)工業地域が中心であり、今後は新たに地区指定した内陸工業地における展開が重要と考えている。

特に、本市北部の鶴見川沿いに、まとまりのある工業集積地として、その操業環境の維持保全が求められる地域であるが、一部工場の撤退等に伴う土地利用転換も見られる地域であり、本市としては、工業系土地利用の保全に向けて、今後取り組みを強化すべき地域と考えているところである。



みなとみらい2 1地区 臨海南部工業地域 横浜駅周辺地域 内陸南部工業地域 関内周辺地域 内陸北部工業地域 新横浜都心地域 港北ニュータウン 京浜臨海部地域 地域

横浜市の企業立地促進条例の概要

横浜市の企業立地促進条例の概要

1 概要

1 概要

・一定規模以上の投下資本のある事業計画について、経済波及効果等の審査により横浜経済の活性化に寄与すると認められる場合に、その事業を認定し支援する制度

2 対象事業

・工業系の対象地区においては、製造業の他、「T、バイオ、環境、先端技術関連産業分野や自然科学研究等を対象。

3 支援内容

・投下資本の額に応じ、固定資産税・都市計画税の1/2、5年間の減免、及び投資金額の10%(最大 50億円)の助成金の交付。

4 実績

・平成16年4月の制度制定以 降 <u>平成19年3月現在までに25</u> <u>件</u>

イ) バイオ系新産業創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進

本市では、バイオ産業の振興により、健康な市民生活への貢献や、経済の活性化を目指し、企業、研究機関、大学等の連携のもと、バイオ関連産業の集積や研究拠点の整備を図る「ライフサイエンス都市横浜」を推進しており、特に、京浜臨海部の鶴見区末広町周辺地区の約160haを先端科学分野の研究開発を先導する地区として「横浜サイエンスフロンティア」と位置付け、国際的な研究開発拠点形成に取り組んでいる。

この横浜サイエンスフロンティアにおいては、ライフサイエンス分野の研究開発を先導する<u>中核的</u>な施設として、平成12年度にゲノム解析や遺伝子研究分野の国家的な最先端研究機関である理化学研究所横浜研究所を誘致するとともに、これと連携する機関として、隣接地に横浜市立大学連携大学院を整備し、研究開発拠点形成を進めている。

・一定規模以上の投下資本のある事業 計画について、経済波及効果等の 審査により横浜経済の活性化に寄 与すると認められる場合に、その事 業を認定し支援する制度

2 対象事業

・工業系の対象地区においては、製造業の他、IT、バイオ、環境、先端技術関連産業分野や自然科学研究等を対象。

3 支援内容

・投下資本の額に応じ、固定資産 税・都市計画税の1/2、5年間の減 免、及び投資金額の10%(最大 50億円)の助成金の交付。

4 実績

·平成16年4月の制度制定以降、 平成18年9月現在までに19件

イ)バイオ系新産業創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進

本市では、バイオ産業の振興により、健康な市民生活への貢献や、経済の活性化を目指し、企業、研究機関、大学等の連携のもと、バイオ関連産業の集積や研究拠点の整備を図る「ライフサイエンス都市横浜」を推進しており、特に、京浜臨海部の鶴見区末広町周辺地区の約160haを先端科学分野の研究開発を先導する地区として「横浜サイエンスフロンティア」と位置付け、国際的な研究開発拠点形成に取り組んでいる。

この横浜サイエンスフロンティアにおいては、ライフサイエンス分野の研究開発を 先導する<u>核的</u>な施設として、平成12年度にゲノム解析や遺伝子研究分野の国家的な 最先端研究機関である理化学研究所横浜研究所を誘致するとともに、これと連携する 機関として、隣接地に横浜市立大学連携大学院を整備し、研究開発拠点形成を進めて いる。 これらの研究機関では、生命科学分野の先端的な研究開発を行うために、優秀な 人材の集積が必要であり、外国人研究者の受入れを積極的に行っている。

さらに当地区では、企業が大学等と連携して研究開発を実施できる施設として、 「横浜市産学共同研究センター」やベンチャー企業育成のためのインキュベート施設である「リーディングベンチャープラザ」といった施設整備を行い、バイオ産業の振興に取り組んでいる。

ウ)~エ) 略

オ)構造改革特別区域計画の実施(京浜臨海部再生特区)

平成15年に京浜臨海部再生特区の認定を受け、理化学研究所横浜研究所を対象機関として、また、平成16年には横浜市立大学鶴見キャンパスを追加して、「外国人研究者受入れ促進事業」、「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」、「特定事業等に係る永住弾力化事業」の適用を受け、外国人研究者等を活用した研究開発や、研究成果を活かした事業活動の促進を図ってきた。

(3)地域再生計画の目標

本計画は、企業誘致等について、「公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することができる用途の拡大」の支援措置を適用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進し、また、京浜臨海部に立地する大学及び研究機関などにおいて、優秀な外国人研究者の受入れが円滑に行われるように、外国人研究者に対しての永住許可弾力化や外国人研究者に対して入国・在留諸申請の優先処理を行うこと、併せて、「5-3-2支援措置によらない独自の取り組み」に記載する各事業を実施することにより、経済波及効果の大きい企業の立地を推進するとともに、国際競争力のある研究開発の促進と産業の育成を図っていくことを目的とするものである。

本市の中期計画 (H18~H22) において掲げる目標

誘致・新規立地企業数・・・・・250件(H17年度実績49件)

工場新増設促進件数・・・・・200件(H17年度実績12件)

バイオ関連企業市内立地数・・・・160社(H17年度実績134社(累計))

さらに当地区では、企業が大学等と連携して研究開発を実施できる施設として、「横 浜市産学共同研究センター」やベンチャー企業育成のためのインキュベート施設であ る「リーディングベンチャープラザ」といった施設整備を行い、バイオ産業の振興に 取り組んでいる。

ウ)~エ) 略

(3)地域再生計画の目標

企業誘致等に係る事業展開については、次のとおり、数値目標を掲げて取り組む。

これらはいずれも、本市の次期中期計画 (H18~H22)において掲げる目標である。

誘致・新規立地企業数・・・・・250件(H17年度実績49件)

工場新増設促進件数・・・・・・200件(H17年度実績12件)

バイオ関連企業市内立地数・・・・160社(H17年度実績134社(累計))

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

企業誘致については、引き続き、課税特例や最大50億円の助成を行う「企業立地促進条例」の活用や、中小企業等への操業支援・工業系土地利用保全を目的とした「工業集積促進事業」等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する先買いに係る土地を提供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進する。

また、横浜サイエンスフロンティアの研究機能拡充については、ライフサイエンス分野 の研究開発を先導する中核的な施設である理化学研究所横浜研究所と横浜市立大学鶴見キャンパスが連携して、海外からの研究者を招致しながらバイオ関連の研究者が共同研究や研究協力を進めるとともに、様々な企業、研究機関と連携した研究活動を推進し、研究開発の成果を活かした事業活動を促進する。

また、独自の取り組みとして、中期計画で掲げる数値目標の達成に向けて推進する。

- 5 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 該当なし
- 5 3 1支援措置を適用して行う事業
- 5 3 1 -
- (1)~(5)略
- (6)事業の進捗状況
 - ・平成18年12月 事業者の決定(松下電器産業株式会社)
 - ・平成19年4月 事業者と土地賃借契約締結・着工
 - ・平成20年3月 竣工(予定)
- 5 3 1
- 【 B 0 5 0 1 】 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業 (法務省)
- (1)支援措置の適用を受けようとする外国人

地域再生計画の区域内に所在する機関(下記(2))において、入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる研究活動を行う外国人

(2)支援措置の対象となる機関

本支援措置の対象となる機関は以下の2機関である。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

企業誘致については、引き続き、課税特例や最大50億円の助成を行う「企業立地促進条例」の活用や、中小企業等への操業支援・工業系土地利用保全を目的とした「工業集積促進事業」等を推進するとともに、新たに「公有地の拡大の推進に関する先買いに係る土地を提供することができる用途の範囲の拡大」の支援措置を活用し、公有地の有効活用による有力企業誘致を推進する。

また、独自の取り組みとして、次期中期計画で掲げる数値目標の達成に向けて推進する。

- 5 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業 該当なし
- 5 3 1支援措置を適用して行う事業
- <u>5 3 1</u>

(1)~(5)略

独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)

公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりで ある。

| 機関名 | 施設名 | <u>所在地</u> | <u>概 要</u> | 外国人の活動 |
|--------------|----------|----------------|---------------|-----------------|
| 独立行 | 横浜研究所 | 横浜市鶴見区 | ライフサイエンスの拠点とし | <u>ライフサイエンス</u> |
| 政法人 | | <u> 末広町1-7</u> | て、ゲノム科学、植物科学、 | |
| <u>理 化 学</u> | | <u>- 22</u> | 遺伝子多型、免疫アレルギー | |
| 研究所 | | | 科学の4分野についての研究 | |
| | | | | |
| 公立大 | 鶴見キャンパ | 横浜市鶴見区 | 隣接する理化学研究所横浜研 | <u>ライフサイエンス</u> |
| 学法人 | <u> </u> | <u> 末広町1-7</u> | 究所と連携したゲノムの研究 | |
| 横浜市 | | <u>- 22</u> | | |
| 立大学 | | | | |

(3)上記(2)の機関が、出入国管理及び難民認定法別第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令(平成18年法務省令第79号)に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等を促進し、地元企業や関連研究機関との共同研究をより一層充実させ、関連産業の集積を図るためには、「独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)」「公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)」の2機関における研究活動や特定プロジェクトに従事することになる常勤または長期任用の外国人研究者に対して本支援措置を適用することにより、外国人研究者の受入れを円滑に行うことが必要である。

「独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)」は、ヒトや変異性動植物の生命 現象を分子レベルから遺伝子レベルまで多様な角度から解析する、ゲノム科学技 術研究センター、植物科学研究センター、遺伝子多型研究センター、免疫アレル ギー科学総合研究センターの4センターにより構成され、「公立大学法人横浜市 立大学(鶴見キャンパス)」は、大学院総合理学研究科の中に生命現象に関するタ ンパク質やDNAなどの構造や機能とそれらの相互作用の解明に特化した「生物

超分子システム科学専攻」を有している。

このように、上記2施設は、高度の専門的知識を必要とする特定の分野に関す る研究を目的としており、当該特定研究に必要な施設・整備その他の研究体制が 整備されている。

また、「独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)」、「公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)」周辺では、産学連携活動の促進により既存産業の経営革新と新産業の創出を図る「横浜市産学協同研究センター」、「横浜市新技術創造館(リーディングベンチャープラザ)、「末広ファクトリーパーク」の3施設が所在し、ライフサイエンス分野に関する産学連携の取り組みが進められている。

このように、各機関はいずれも世界的なレベルの研究活動を展開しているところであり、外国人研究者がこれらの機関における研究成果を活用した事業活動を展開することにより、特定研究の成果が当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に相当程度利用されることが見込まれる。

なお、本支援措置の対象となる機関は、これまでにも相当数の外国人研究者を 受け入れている実績があり、外国人の在留に係る管理が良好に行われている。

また、本市では、YOKE情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などのサポートを行っており、市内4箇所に地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、国際交流ラウンジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わっている。

(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

京浜臨海部の2研究機関において、生命科学の先端的な研究開発及びそれを活用 した経営活動を行う外国人研究者のうち、顕著な研究開発の実績を有する者に対し て、永住許可要件のうち、必要な在留実績を3年以上に短縮することで、早期に永 住権を取得することが可能となる。

これによって、ゲノム等の研究開発及びそれを活用した経営活動を行う外国人研究 者等のうち、顕著な研究開発の実績を有する者が本邦に継続して在留し、研究活動、 経営活動を行うことで、ゲノム産業の活性化に寄与し、本市が目指す「ライフサイエ ンス都市横浜」の推進につながる。 なお、各機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する主な事業は、次のとお りである。

【理化学研究所横浜研究所】

ゲノム科学総合研究事業

ゲノムレベルから個体レベルまでを対象に生命戦略を解明するための基盤とその応用展開のための基盤を構築する。また、ゲノムネットワーク研究においてゲノム機能情報の集中的解析を分担し、実施する。

免疫・アレルギー科学総合研究事業

国民的課題である免疫・アレルギー疾患の克服を目指した免疫システムの基礎的・総合的研究

【横浜市立大学鶴見キャンパス】

都市エリア産学官連携促進事業

<u>癌を主体とする疾患にかかわる新規タンパク質マーカーの同定と機能解析、さらには構造解析を行い、新たな診断・医療・機能性食品・創薬などの事業創出に</u> 結びつけるもの。

<u> 先端研究施設共用イノベーション創出事業「超高磁場超高感度NMR装置利用</u> による化合物のスクリーニング」

フロー型クライオプローブを装備した 700MHz のNMR装置と通常の 900 MHz のNMR装置を利用して創薬標的タンパク質の構造解析と薬物候補化合物のスクリーニングを行う。

【B0502】外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業(法務省)

- (1)支援措置の適用を受けようとする外国人
 - 地域再生計画の区域内に所在する機関 (下記 (2))において、入管法別表第1の
 - 5の表の下欄に掲げる研究活動を行う外国人並びにその配偶者及び子
- (2)支援措置の対象となる機関

本支援措置の対象となる機関は以下の2機関である。

- 公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)

| 14455 6 | 15455 | | Int. The | |
|--------------|----------|----------------|---------------|-----------------|
| 機関名 | 施設名 | 所在地 | <u>概 要</u> | 外国人の活動 |
| 独立行 | 横浜研究所 | 横浜市鶴見区 | ライフサイエンスの拠点とし | <u>ライフサイエンス</u> |
| <u>政 法 人</u> | | <u> 末広町1-7</u> | て、ゲノム科学、植物科学、 | |
| 理化学 | | <u>- 22</u> | 遺伝子多型、免疫アレルギー | |
| 研究所 | | | 科学の4分野についての研究 | |
| | | | | |
| 公立大 | 鶴見キャンパ | 横浜市鶴見区 | 隣接する理化学研究所横浜研 | <u>ライフサイエンス</u> |
| 学法人 | <u> </u> | <u> 末広町1-7</u> | 究所と連携したゲノムの研究 | |
| 横浜市 | | <u>- 22</u> | | |
| 立大学 | | | | |

(3)上記(2)の機関が、出入国管理及び難民認定法別第1の5の表の下欄の事業活動の 要件を定める省令(平成18年法務省令第79号)に定める要件に該当するものであ ること並びにそのように判断した理由

外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等を促進し、地元企業や関連研究機関との共同研究をより一層充実させ、関連産業の集積を図るためには、「独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)」「公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)」の2機関における研究活動や特定プロジェクトに従事することになる常勤または長期任用の外国人研究者に対して本支援措置を適用することにより、外国人研究者の受入れを円滑に行うことが必要である。

「独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)」は、ヒトや変異性動植物の生命 現象を分子レベルから遺伝子レベルまで多様な角度から解析する、ゲノム科学技 術研究センター、植物科学研究センター、遺伝子多型研究センター、免疫アレル ギー科学総合研究センターの4センターにより構成され、「公立大学法人横浜市 立大学(鶴見キャンパス)」は、大学院総合理学研究科の中に生命現象に関するタ ンパク質やDNAなどの構造や機能とそれらの相互作用の解明に特化した「生物 超分子システム科学専攻」を有している。

<u>このように、特定研究を上記 2 施設は、高度の専門的知識を必要とする特定の</u>分野に関する研究を目的としており、当該特定研究に必要な施設・整備その他の

研究体制が整備されている。

また、「独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)。「公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)」周辺では、産学連携活動の促進により既存産業の経営革新と新産業の創出を図る「横浜市産学協同研究センター」、「横浜市新技術創造館(リーディングベンチャープラザ)、「末広ファクトリーパーク」の3施設が所在し、ライフサイエンス分野に関する産学連携の取り組みが進められている。

このように、各機関はいずれも世界的なレベルの研究活動を展開しているところであり、外国人研究者がこれらの機関における研究成果を活用した事業活動を展開することにより、特定研究の成果が当該特定研究機関若しくはこれと連携する他の機関の行う特定研究若しくはこれに関連する産業に係る事業活動に相当程度利用されることが見込まれる。

なお、本支援措置の対象となる機関は、これまでにも相当数の外国人研究者を 受け入れている実績があり、外国人の在留に係る管理が良好に行われている。

また、本市では、YOKE情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などのサポートを行っており、市内4箇所に地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、国際交流ラウンジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わっている。

(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

京浜臨海部の2研究機関において、入国申請手続に必要となる期間を短縮することにより早期に研究開発活動等に着手すること等が可能となり、生命科学の先端的な研究開発及びそれを活用した経営活動を行うための人材として、優秀な外国人研究者や技術専門家の招致が進み、先端的な研究開発拠点づくりの促進が図れる。また、周辺に立地するリーディングベンチャープラザなどの研究開発拠点において、外国人により研究成果を活かした事業活動等が実現し、バイオ産業の活性化に寄与し、本市が目指す「ライフサイエンス都市横浜」の推進につながる。

なお、各機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する主な事業は、次のと おりである。

【理化学研究所横浜研究所】

ゲノム科学総合研究事業

ゲノムレベルから個体レベルまでを対象に生命戦略を解明するための基盤とそ

<u>の応用展開のための基盤を構築する。また、ゲノムネットワーク研究においてゲ</u> ノム機能情報の集中的解析を分担し、実施する。

免疫・アレルギー科学総合研究事業

国民的課題である免疫・アレルギー疾患の克服を目指した免疫システムの基礎 的・総合的研究

【横浜市立大学鶴見キャンパス】

都市エリア産学官連携促進事業

癌を主体とする疾患にかかわる新規タンパク質マーカーの同定と機能解析、さらには構造解析を行い、新たな診断・医療・機能性食品・創薬などの事業創出に 結びつけるもの。

先端研究施設共用イノベーション創出事業「超高磁場超高感度NMR装置利用 による化合物のスクリーニング」

フロー型クライオプローブを装備した 700MHz のNMR装置と通常の 900 MHz のNMR装置を利用して創薬標的タンパク質の構造解析と薬物候補化合物のスクリーニングを行う。

5-3-2 独自の取り組み

地域再生法による支援措置を活用するほか、横浜市が推進する独自の経済活性化策として、以下の取り組みを行う。

(1)企業立地促進条例等による企業誘致の推進

「企業立地促進条例」を活用した支援措置により、企業誘致を推進するとともに、「工業集積促進助成制度」の活用等により、中小工場の新増設の促進や工業系土地利用の保全を図る。

(2) バイオ関連産業の創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進 バイオ系企業の集積を図るため、「ライフサイエンス都市横浜」推進事業として、 「横浜サイエンスフロンティア(鶴見区末広町)」をはじめとする研究開発拠点の 整備を推進する。

また、バイオ分野の先端技術を新産業の創出に結び付けていくことを目指し、<u>先</u> 進的プロジェクト(戦略的モデル事業)を推進する。

5-3-2 独自の取り組み

備を推進する。

地域再生法による支援措置を活用するほか、横浜市が推進する独自の経済活性化策として、以下の取り組みを行う。

(1)企業立地促進条例等による企業誘致の推進

「企業立地促進条例」を活用した支援措置により、企業誘致を推進するとともに、「工業集積促進助成制度」の活用等により、中小工場の新増設の促進や工業系土地利用の保全を図る。

(2) バイオ関連産業の創出を目指した「ライフサイエンス都市横浜」の推進 バイオ系企業の集積を図るため、「ライフサイエンス都市横浜」推進事業として、 「横浜サイエンスフロンティア(鶴見区末広町)」をはじめとする研究開発拠点の整

また、バイオ分野の先端技術を新産業の創出に結び付けていくことを目指し、<u>戦</u> 略的なモデル事業となるプロジェクトを推進する。

(3)から(4)略

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで (横浜市の中期計画期間)

- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
 - 4 (3)の目標については、横浜市が関与する誘致実績を数値目標とするものであり、横浜市が<u>中期計画</u>の目標として掲げるものであることから、行政評価を実施のうえ、市ホームページを通じて公表する。
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 既に認定されている国際 IT ビジネス交流特区等との連携を図る。

(3)から(4)略

6 計画期間

認定の日から平成23年3月末まで (横浜市の次期中期計画期間)

- 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
 - 4(3)の目標については、横浜市が関与する誘致実績を数値目標とするものであり、横浜市が<u>次期中期計画</u>の目標として掲げるものであることから、行政評価を実施のうえ、市ホームページを通じて公表する。
- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 既に認定されている国際 IT ビジネス交流特区等との連携を図る。